

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

別添

消 食 基 第 529 号
令 和 7 年 9 月 18 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第123号）が本日告示され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

消 食 基 第 5 2 6 号
令 和 7 年 9 月 1 8 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第123号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬イソフェタミド、動物用医薬品ジブチルサクシネート、農薬ジンプロピリダズ、農薬チフルザミド、動物用医薬品ノルジェストメット、農薬ピラジフルミド、農薬フルキサメタミド及び農薬ポリオキシシン複合体

第2 施行期日

改正後の残留基準値の適用について、告示の日（令和7年9月18日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和8年9月18日）から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬	食品
イソフェタミド	すいか（果皮を含む。）、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード及びその他のハーブ
チフルザミド	その他の野菜
ピラジフルミド	かぼちゃ（スカッシュを含む。）、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）及びその他のうり科野菜
フルキサメタミド	キャベツ、ねぎ（リーキを含む。）及びピーマン
ポリオキシシン複合体	みかん（外果皮を含む。）

第３ 運用上の注意

１ 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、ポリオキシシン複合体は、規格基準告示の「第１ 食品の部Ａ 食品一般の成分規格」の項１に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「イソフェタミド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、イソフェタミドのみとし、畜産物にあっては、イソフェタミド及び代謝物C【2-{3-メチル-4-[2-メチル-2-(3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド)プロピオニル]フェノキシ}プロピオン酸】とすること。ただし、代謝物Cはイソフェタミドの濃度に換算すること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「ジブチルサクシネート」の規制対象は、ジブチルサクシネートのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ジンプロピリダズ」の規制対象は、ジンプロピリダズのみとすること。
なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (5) 今回残留基準値を設定する「チフルザミド」の規制対象は、チフルザミドのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「ノルジェストメット」の規制対象は、ノルジェストメットのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「ピラジフルミド」の規制対象は、ピラジフル

ミドのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (8) 今回残留基準値を設定する「フルキサメタミド」の規制対象は、フルキサメタミドのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (9) 今回残留基準値を設定する「ポリオキシシン複合体」の規制対象は、ポリオキシシン複合体とすること。ポリオキシシン複合体とは、ポリオキシシンBの標準品を用いて測定したものをいうこと。なお、ポリオキシシンDも、ポリオキシシン複合体の測定によって検出される可能性があることから、ポリオキシシンDの使用履歴等について十分に確認すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準(0.01 ppm)を適用すること。

別紙

農薬イソフェタミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.09	0.09
えんどう	0.09	0.09
そら豆	0.09	0.09
その他の豆類	0.09	0.09
はくさい	7	7
キャベツ	9	9
カリフラワー	15	15
ブロッコリー	15	15
その他のあぶらな科野菜	15	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	90	90
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.6	0.6
トマト	6	6
ピーマン	○ 7	
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
しろうり	○ 1	
すいか（果皮を含む。）	● 1	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
その他のうり科野菜	○ 2	
未成熟えんどう	20	20
未成熟いんげん	0.6	0.6
えだまめ	0.6	0.6
その他の野菜	0.6	0.6
みかん（外果皮を含む。）	7	7
なつみかんの果実全体	4	4
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	7	7
グレープフルーツ	4	4
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	7	7
りんご	0.6	0.6
日本なし	0.6	0.6
西洋なし	0.6	0.6
マルメロ	0.6	0.6

農薬イソフェタミド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6	0.6
もも（果皮及び種子を含む。）	5	5
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.8	0.8
うめ	8	8
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	7	7
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
ブルーベリー	5	5
クランベリー	5	5
ハックルベリー	5	5
その他のベリー類果実	10	10
ぶどう	10	10
かき	1	1
キウイ（果皮を含む。）	10	10
パッションフルーツ	10	10
その他の果実	10	10
ごまの種子	● 0.01	0.02
なたね	● 0.01	0.02
その他のオイルシード	● 0.01	0.02
アーモンド	0.01	0.01
その他のスパイス	40	40
その他のハーブ	● 0.01	0.02
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.07	0.07
豚の肝臓	0.07	0.07
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07
牛の腎臓	0.07	0.07
豚の腎臓	0.07	0.07

農薬イソフェタミド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07
牛の食用部分	0.07	0.07
豚の食用部分	0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	0.05	0.05
なたね油	○ 0.03	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

動物用医薬品ジブチルサクシネート（昆虫忌避剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
豚の筋肉	0.09	0.09
豚の脂肪	0.09	0.09
豚の肝臓	0.09	0.09
豚の腎臓	0.09	0.09
豚の食用部分	0.09	0.09
乳	0.04	0.04
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.2	0.2
鶏の卵	0.1	0.1

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

＊ 今改正による残留基準値の変更はないが、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項7に規定する残留基準値を削除し、成分規格の項6に新たに残留基準値を設定する。

農薬ジンプロピリダズ（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.01	
ばれいしょ	○ 0.01	
てんさい	○ 0.01	
はくさい	○ 1	
キャベツ	○ 1	
ブロッコリー	○ 3	
チコリ	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 20	
その他のきく科野菜	○ 20	
トマト	○ 1	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 0.6	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.6	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.1	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.5	
りんご	○ 0.4	
日本なし	○ 0.4	
西洋なし	○ 0.4	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.1	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	
いちご	○ 5	
ぶどう	○ 2	
茶	○ 30	
はちみつ	○ 0.05	

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬チフルザミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	1	1
大豆	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
てんさい	0.01	0.01
その他の野菜	●	1
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.4	0.4
豚の脂肪	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.04	0.04
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.07	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07	0.07
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03
鶏の食用部分	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03
鶏の卵	0.04	0.04
その他の家きんの卵	0.04	0.04
魚介類	1	1

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

動物用医薬品ノルジェストメット（合成ホルモン剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.0001	0.0001
豚の筋肉	0.0001	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.0001	0.0001
牛の脂肪	0.0001	0.0001
豚の脂肪	0.0001	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.0001	0.0001
牛の肝臓	0.0001	0.0001
豚の肝臓	0.0001	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.0001	0.0001
牛の腎臓	0.0001	0.0001
豚の腎臓	0.0001	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.0001	0.0001
牛の食用部分	0.0001	0.0001
豚の食用部分	0.0001	0.0001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.0001	0.0001
乳	0.0001	0.0001
鶏の筋肉	0.0001	0.0001
その他の家きんの筋肉	0.0001	0.0001
鶏の脂肪	0.0001	0.0001
その他の家きんの脂肪	0.0001	0.0001
鶏の肝臓	0.0001	0.0001
その他の家きんの肝臓	0.0001	0.0001
鶏の腎臓	0.0001	0.0001
その他の家きんの腎臓	0.0001	0.0001
鶏の食用部分	0.0001	0.0001
その他の家きんの食用部分	0.0001	0.0001
鶏の卵	0.0001	0.0001
その他の家きんの卵	0.0001	0.0001
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.0001	0.0001
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.0001	0.0001
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.0001	0.0001
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.0001	0.0001
魚介類（貝類に限る。）	0.0001	0.0001
魚介類（甲殻類に限る。）	0.0001	0.0001
その他の魚介類	0.0001	0.0001
はちみつ	0.0001	0.0001

- * 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 今改正による残留基準値の変更はないが、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項7に規定する残留基準値を削除し、成分規格の項6に新たに残留基準値を設定する。

農薬ピラジフルミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
はくさい	3	3
キャベツ	3	3
カリフラワー	10	10
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	10	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
にんにく	0.05	0.05
にら	30	30
アスパラガス	3	3
にんじん	0.3	0.3
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	1	1
その他のなす科野菜	○ 9	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.9	0.9
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.9	1
すいか（果皮を含む。）	○ 0.9	0.8
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.9	1
まくわうり（果皮を含む。）	● 0.9	1
その他のうり科野菜	● 0.9	1
オクラ	○ 2	
しょうが	○ 0.06	
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	15	15
その他の野菜	15	15
みかん（外果皮を含む。）	2	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2

農薬ピラジフルミド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	○ 2	1
日本なし	○ 2	1
西洋なし	○ 2	1
もも（果皮及び種子を含む。）	2	2
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.7	0.7
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	3	3
ぶどう	3	3
かき	○ 2	0.8
キウイー（果皮を含む。）	3	3
その他のスパイス	9	9
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01

農薬ピラジフルミド（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	0.05	0.05

＊ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フルキサメタミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	0.01	0.01
大豆	0.01	0.01
小豆類	0.01	0.01
えんどう	0.01	0.01
そら豆	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.2	0.07
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 15	7
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	8	8
はくさい	○ 0.9	0.8
キャベツ	● 0.9	1
芽キャベツ	○ 0.9	
ケール	2	2
こまつな	2	2
きょうな	2	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	2	2
しゅんぎく	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	● 1	2
にんにく	0.05	0.05
にら	6	6
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
にんじん	○ 0.1	
トマト	1	1
ピーマン	● 1	2
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	4	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.5	0.4

農薬フルキサメタミド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.7	
しろうり	○ 0.5	
すいか（果皮を含む。）	0.2	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.4	0.4
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.4	
その他のうり科野菜	○ 0.5	
ほうれんそう	○ 20	
オクラ	2	2
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	4	4
その他の野菜	4	4
みかん（外果皮を含む。）	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3	0.3
ネクタリン	0.3	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.9	0.9
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	0.9	0.9
いちご	1	1
ぶどう	0.7	0.7
その他の果実	0.7	0.7
茶	6	6
その他のスパイス	4	4
その他のハーブ	20	20
魚介類	0.09	0.09
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ポリオキシン複合体（殺菌剤／殺虫剤／抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1	0.1
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.05	0.05
にら	0.1	0.1
にんじん	0.05	0.05
パセリ	1	1
トマト	0.1	0.1
ピーマン	0.05	0.05
なす	0.1	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7	0.7
その他の野菜	0.1	0.1
みかん（外果皮を含む。）	● 0.5	0.7
なつみかんの果実全体	0.1	0.1
レモン	0.1	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.1	0.1
グレープフルーツ	0.1	0.1
ライム	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1
りんご	0.1	0.1
日本なし	0.1	0.1
西洋なし	0.1	0.1
うめ	0.05	0.05
いちご	0.1	0.1
ぶどう	0.1	0.1
かき	0.05	0.05
マンゴー	0.1	0.1
その他のスパイス	2	2
その他のハーブ	○ 10	
はちみつ	○ 0.05	

- * 本品目は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部
A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本品目を含有するものであってはならない。

※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)

●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。